答申番号：令和8年答申第1号
答 申 日：令和8年3月19日

答 申 書

第1　審査会の結論

審査請求人が令和7年4月21日付けで提起した、地方税に係る換価の猶予の取消処分（以下「本件取消処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである。

第2　審査関係人の主張及び審査庁の考え方

1　審査請求人の主張

(1)　審査請求の趣旨

「本件換価の猶予の取消処分を取り消す。」との裁決を求める。

(2)　審査請求の理由

分割納付で支払いたいと思っているため。

2　処分庁の主張

(1)　審査請求の趣旨に対する答弁

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

(2)　審査請求の理由に対する主張

ア　法令の定め

(ｱ)　換価の猶予を受けた者が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しない場合は、地方団体の長は、当該換価の猶予を取り消し、当該換価の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができることとされている（法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項第2号）。

(ｲ)　地方団体の長は、法第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第1項の規定により換価の猶予を取り消したときは、その旨を当該換価の猶予の取消しを受けた者に通知しなければならないこととされている（法第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第3項）。

イ　本件取消処分に係るあてはめ

(ｱ)　処分庁は、本件換価の猶予において、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項の規定により本件納付計画を定めて通知した。

(ｲ)　審査請求人は、本件納付計画に定める分納金額の納付期限を徒過し、令和7年1月

以降に納付すべき額を納付しなかった。

(ｳ) 処分庁は、令和7年3月17日付けで本件取消処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件取消処分の取消しを求める理由として「分割納付で支払いたい」旨を主張しているが、ア及びイの抗弁となる合理的な主張ではない。

3 審査庁の考え方

審理員意見書のとおり、本件取消処分について、処分庁に違法又は不当な点は認められない。

第3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 判断の理由

(1) 理由

ア 法令の定め

(ｱ) 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項は「地方団体の長は、（略）換価の猶予（略）をする場合には、（略）当該換価の猶予をする金額（略）を当該換価の猶予をする期間内において、当該換価の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。」と規定している。

(ｲ) 法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項第2号は「換価の猶予を受けた者が第15条の5第2項において読み替えて準用する第15条第3項（略）の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）には、地方団体の長は、当該換価の猶予を取り消し、当該換価の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。」と規定している。

(ｳ) 法第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第3項は「地方団体の長は、第1項の規定により換価の猶予を取り消したときは、その旨を当該換価の猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。」と規定している。

イ あてはめ

(ｱ) 処分庁は、令和6年11月28日付けで換価の猶予を行い、令和6年12月から令和7年11月までの納付計画を定め、審査請求人に送付した。

(ｲ) 審査請求人は、本件納付計画に定める分納金額の納付期限である令和7年1月10日及び2月10日を徒過し、それぞれ納付すべき額を納付しなかった。

また、処分庁は、分納金額の未払分の催告の電話をした令和7年2月10日以降、審査請求人に6回架電するも、応答はなく、折り返しの電話もなく、審査請求人に納付又は納入をすることができないやむを得ない理由の有無を確認することもできなかった。

(ｳ) 処分庁は、令和7年3月17日付けで本件取消処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(ｴ) なお、審査請求人は、審査請求書の審査請求の理由において、市県民税に係る徴収金を分割で支払いたい旨主張するが、当該主張は本件取消処分の違法又は不当を主張するものではなく、本件取消処分を取り消す理由として採用することはできない。

(ｵ) したがって、本件取消処分は、適法になされたものと考える。

(2) 結論

したがって、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、1記載のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

1 令和7年11月10日 諮問

2 令和7年12月15日 審議

3 令和8年1月26日 審議

4 令和8年3月19日 審議及び答申

第5 審査会の判断の理由等

1 理由

本審査会は、第3の2の審理員意見書の判断の理由に説示されたとおり、審査請求人の主張には理由がないことから、第1の審査会の結論に記載のとおり判断する。

2 付言

本件取消処分の実体法上の判断に実質的には影響を及ぼさないものの、本件取消処分に係る換価の猶予取消通知書に記載された本件取消処分の根拠規定には誤記が見られた。今後、同様の誤記がないよう厳重に注意されたい。

岐阜市行政不服審査会

会長 市 橋 優 一

委員 大 畑 敦 美

各　務　　吉　彦
土　田　　伸　也
三　谷　　　晋